



埼玉県マスコット「コバトン」

令和4年度版 臨時的任用職員・非常勤講師の休暇等の案内

埼玉県教育委員会

臨時的任用職員の年次休暇は、任用期間に応じて付与されます。また、非常勤講師の年次休暇は、週当たりの勤務日数と採用からの年数（任期が連続している場合）に応じて付与されます。

ここでは、「条例¹」、「規則²」、「運用³」、「要綱⁴」等に基づいて、臨時的任用職員及び非常勤講師の年次休暇等について紹介します。

臨時的任用職員

◇年次休暇◇（条例第13条、規則第8条～第10条）

付与日数

- 任用期間により付与されます。その他の取扱いは本務者と同じです。
- 更新された時には、更新後の任用期間に応じた年次休暇日数に、更新前の残日数が加えられます。
- 埼玉県教育委員会の発令による臨時的任用の任用期間満了後、一定期間空けて埼玉県教育委員会に採用された職員の年次休暇の日数は、新たな任用の期間に応じた年次休暇の日数に、直前の臨時的任用期間中の残日数（20日を超える場合にあっては20日）を加えた日数となります。なお、「一定期間」とは、最大で9日間（週休日及び休日を含む）となります。

任用 期間	1月 以内	2月 以内	3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	7月 以内	8月 以内	9月 以内	10月 以内	11月 以内	12月 以内
日数	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日

◇病気休暇◇（条例第14条、規則第11条）

怪我や病気のため療養する必要がある場合の休暇です。

取得期間

負傷又は疾病のため療養する必要があること、勤務しないことがやむを得ないと認められる期間です。ただし、90日を超えた期間については給料が半減されます。取得単位は、1日又は1時間です。

留意点

校長に病気休暇簿を提出します。連続する8日以上 の病気休暇の場合、または承認を受けようとする病気休暇の初日前一月間に通算5日以上 の病気休暇を取得している場合は、医師の証明書等を要します⁵。

◇特別休暇◇（条例第15条、規則第12条）

特別休暇の取扱いは、本務者と同じです。主な特別休暇は「令和4年度版 県立学校職員の休暇等の案内」を御覧ください。

- 出産休暇（規則第12条第1項第1号） 通院休暇（規則第12条第1項第2号）
- 通勤緩和休暇（規則第12条第1項第3号） 妊娠障害休暇（規則第12条第1項第4号）
- 育児休暇（規則第12条第1項第5号） 子育て休暇（規則第12条第1項第6号）
- 家族看護休暇（規則第12条第1項第7号） 短期介護休暇（規則第12条第1項第8号）
- 生理休暇（規則第12条第1項第9号） 忌引休暇（規則第12条第1項第10号）
- 父母等の追悼のための休暇（規則第12条第1項第11号） 夏季休暇（規則第12条第1項第12号）
- 感染症予防法による休暇（規則第12条第1項第13号）
- 災害又は交通機関の事故等のための交通遮断休暇（規則第12条第1項第14号）
- 災害又は交通機関の事故等による危険回避のための休暇（規則第12条第1項第15号）
- 災害等による、現住居復旧又は一時避難、水・食料等の確保のための休暇（規則第12条第1項第16号）
- 結婚休暇（規則第12条第1項第17号） 出生サポート休暇（規則第12条第1項第18号）
- 出産補助休暇（規則第12条第1項第19号） 男性職員の育児参加のための休暇（規則第12条第1項第20号）
- ドナー休暇（規則第12条第1項第21号） 献血休暇（規則第12条第1項第22号）
- 公民としての権利を行使するための休暇（規則第12条第1項第23号）
- 官公署へ出頭するための休暇（規則第12条第1項第24号） ボランティア休暇（規則第12条第1項第25号）

◇介護休暇◇（条例第17条、規則第14条） ◇介護時間◇（条例第17条の2、規則第17条の2）

介護休暇及び介護時間の取扱いは、本務者と同じです。「令和4年度版 県立学校職員の休暇等の案内」を御覧ください。

¹ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

² 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

³ 「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について（通知）

⁴ 県立学校等非常勤講師取扱要綱

⁵ 連続する8日以上 の期間の病気休暇の承認を受けようとする場合は、診断書、母性健康管理指導事項連絡カード等が必要です。また、承認を受けようとする病気休暇の開始予定日前一月間に、5日以上（時間単位も1日）の病気休暇を取得した場合は、診断書、薬袋、病院等の領収書、家族による証明書または管理職による証明書（様式自由）等の提出が必要です。なお、引き続き7日間を越えない病気休暇であっても、校長がその承認に必要とするものであれば、医師の証明書その他勤務しない理由を明らかにする書面（病院等の領収書又は薬袋等）の提出を求められる場合があります。

非常勤講師

非常勤講師の勤務条件等は、要綱によります。

◇有給休暇◇（条例第18条の2、規則第22条）

年次休暇（規則第22条第1項）

付与日数

週当たりの勤務日数と採用からの年数（任期が連続している場合）に応じて付与されます。取得の単位は1日です。

2校以上に勤務している場合は、各学校の勤務日の数に基づいて、学校ごとに付与されます。（同一校の全日制と定時制は、それぞれ1校とします。）

勤務当 日た 数り	1年間の所定の勤務日数 (一の年度の所定 勤務日数)	採 用 初 年 度	2 年 度 目	3 年 度 目	4 年 度 目	5 年 度 目	6 年 度 目	7 年 度 目	8 年 度 目	9 年 度 目	10 年 度 目	11 年 度 目	12 年 度 目	13 年 度 目	14 年 度 目	15 年 度 目	16 年 度 目 以 上
1日	48日から72日まで	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
2日	73日から120日まで	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
3日	121日から168日まで	5	6	6	8	9	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
4日	169日から216日まで	7	8	9	10	12	13	15	16	17	18	19	20	20	20	20	20
5日 以上	217日以上	10	11	12	14	16	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

夏季休暇（規則第22条第2項第6号）

付与日数

任用期間が6か月以上継続しており、6月1日から9月30日までの期間に勤務している場合は、3日間の夏季休暇を取得できます。取得の単位は1日です。（日額発令で年間所定勤務日数が47日以下の者を除く。）

2校以上に勤務している場合でも、学校ごとに付与ではなく、1人につき3日間の付与となります。

その他の有給休暇

その他の有給休暇は次のとおりです。

病気休暇（公務上）（規則第22条第2項第1号） 出産休暇（規則第22条第2項第2号）

通院休暇（規則第22条第2項第3号） 通勤緩和休暇（規則第22条第2項第4号）

忌引休暇（規則第22条第2項第5号） 災害又は交通機関の事故等のための交通遮断休暇（規則第22条第2項第7号）

災害又は交通機関の事故等による危険回避のための休暇（規則第22条第2項第8号）

災害等による、現住居復旧又は一時避難、水・食料等の確保のための休暇（規則第22条第2項第9号）

結婚休暇（規則第22条第2項第10号） 出生サポート休暇（規則第22条第2項第11号）

出産補助休暇（規則第22条第2項第12号） 男性職員の育児参加のための休暇（規則第22条第2項第13号）

令和4年1月1日より以下の内容が変更となりました。

- ・「出生サポート休暇」の新設（有給）
- ・女性非常勤講師の「出産休暇」の有給化及び「加算休暇」の新設（有給）
- ・男性非常勤講師の「出産補助休暇」及び「男性職員の育児参加のための休暇」の新設（有給）

◇無給休暇◇ (条例第18条の2、規則第22条)

妊娠障害休暇 (規則第22条第3項第3号)

付与日数

妊娠に起因するつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合、新型コロナウイルスに感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるという事実を本人からの申出により確認できる場合、週所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤講師にあっては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数)に応じ妊娠障害休暇を取得できます。

週当たりの勤務日数	1年間の所定の勤務日数	妊娠障害休暇
5日	217日以上	14日
4日	169日から216日まで	10日
3日	121日から168日まで	8日
2日	73日から120日まで	5日
1日	48日から72日まで	2日

その他の無給休暇

その他の無給休暇は次のとおりです。

病気休暇(私傷病) (規則第22条第3項第1号)

妊産疾病休暇 (規則第22条第3項第2号) **育児時間** (規則第22条第3項第4号)

子の看護休暇 (規則第22条第3項第5号) **短期介護休暇** (規則第22条第3項第6号)

介護休暇 (規則第22条第3項第7号) **介護時間** (規則第22条第3項第8号)

生理休暇 (規則第22条第3項第9号) **ドナー休暇** (規則第22条第3項第10号) **組合休暇** (規則第22条第4項)